

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	平成29年度第1回東浦町環境審議会	
開催日時	平成29年6月28日（水）午後1時30分～午後3時30分	
開催場所	東浦町役場 3階 合同委員会室	
出席者	委員	久米 弘氏 長屋 知里氏 野村 雅代氏 成田 盛雄氏 竹田 正巳氏 外山 恭子氏 伊藤 彰近氏 土野 広道氏（代理出席：小坂氏） 鈴木 あや子氏 藤井 敏夫氏 石川 尚氏
	事務局	成田生活経済部長 古鷹環境課長 長坂課長補佐兼環境保全係長 畔上課長補佐兼環境衛生係長 片山主事 花原主事
欠席者	委員	野田 雅代氏 園谷 益男氏
議 事	東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について	
傍聴者数	なし	
備 考		

事務局：あいさつ

環境審議会の説明

会議の公開の確認

傍聴者人数の確認（傍聴者なし）

会議録作成のための録音ならびに写真撮影の了承

事務局：あいさつ

東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について審議会委員の意見をいただきたい。開催回数が少ないため負担が大きいかと思うが、より良い計画となるよう協力をお願いします。

会長：あいさつ

今年度は、ごみの減量化について審議して行きたいと思う。既に、ごみの分別と減量をすすめる会において廃食用油の回収や東京五輪に向けた小型家電からリサイクル金属の回収についての意見を貰ったが、ごみの減量化について環境審議会の意見を貰いたい。

事務局：資料の確認

新委員への委嘱書の配布

環境審議会成立の確認

以降の議事進行を会長にお願いします。

会長：次第２、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について、平成29年5月23日付けで町長より本審議会に諮問があった。

続いて、次第３、議題に入る。

本日の議題は、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）についてである。事務局より説明を行う。

事務局：議題１、東浦町家庭系ごみ減量化実施計画（案）について説明を行う。今年度より、ごみの減量化施策の１つとして家庭系ごみの有料化の導入に向けた検討を開始した。家庭系ごみ有料化の目的は、ごみの減量化、住民負担の公平性の確保、財政負担の軽減である。現在、ごみ袋の販売価格は製造費のみが反映されているが、ごみ処理手数料を上乗せし、ごみの排出量に応じた処理手数料をごみの排出者が負担するという方法を考えている。家庭系ごみの有料化は、東部知多衛生組合の新ごみ焼却施設の稼動に合わせ平成31年４月の実施を検討している。計画の具体的な内容について説明する。

資料１、１ページ、１（１）生活系ごみ量の現状と課題

平成22年度から平成27年度にかけて、生活系ごみの量は減少傾向にあり、住民1人1日当たりの排出量も同様に減少傾向にある。しかし、ごみ量の内訳を見ると、可燃ごみの排出量は増加傾向にある。

（２）ごみ処理費用の現状と課題

平成27年度の生活系収集ごみ量をごみ収集処理に係る経費で除算した、ごみ1トン当たりの処理経費は27,351円となった。生活系ごみの収集処理は税金で行っているため、住民1人当たりの費用負担を考慮し、受益者負担の観点からも公平性の確保を検討する必要がある。

4 ページ、2（２）今後のごみ減量化施策

生活系ごみ量からリサイクルされる資源ごみを除いたごみを家庭系ごみと定義し、国が目指す家庭系ごみの排出目標量は、平成32年度において1人1日当たり500グラムとしている。本町の平成27年度における家庭系ごみ排出量は527グラムとなっており、更なるごみ減量への取り組みが必要である。

6 ページ、3（１）ごみの有料化とは

環境省が定める『一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月）』では、市町村が一般廃棄物処理に係る手数料を徴収する行為を「有料化」と定義しており、現在本町が実施している手数料を上乗せしていない指定ごみ袋の使用は、有料化に該当しない。

7 ページ、（３）ごみ有料化の導入状況

ごみの有料化は、全国で約6割、県内でも約4割の自治体が導入しており、ごみの減量や資源化率の向上などに効果があると認められているため、本町でも早急に取り組む必要がある。また、近隣の10市町の状況を確認したところ、既に3市が有料化を実施しており、平成31年4月導入の検討をしているのは2市1町、平成34年4月までに1市3町が導入を検討しているなど、全ての近隣市町で有料化の導入または検討段階であることがわかった。

また、可燃ごみを対象にごみ有料化を実施した自治体の約9割で、有料化を実施する前年と実施した2年後ではごみの排出量が1人当たり約2割減少している。このことから本町でも有料化を実施した場合、有料化2年後には約2割の家庭系ごみ排出量の減量が期待でき、平成27年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を元に計算すると、実施後の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は428グラムになる。

9 ページ、4（１）有料化の対象となるごみ

有料化は可燃ごみを対象とした実施を検討している。可燃ごみ

を対象とする理由は、指定ごみ袋を導入していることや他の品目に比べ圧倒的に排出量が多いためである。

（２）有料化の方法

指定ごみ袋に有料化分を上乗せする排出量単純比例型を検討している。この排出量単純比例型は、ごみの排出量に応じて負担が変わるため、負担額の公平性が確保されていると考える。

10ページ、（３）手数料の額の設定

本町の指定ごみ袋の大きさは、20リットル、30リットル、45リットルであるが、可燃ごみの有料化の実施にはごみ処理費用を考慮し、住民に対しどの程度負担を求めることが適切であるかを判断する必要がある。ごみ処理は行政が実施する事務ではあるが、手数料を低く設定すると排出抑制効果が得られにくく、高く設定すると近隣市町の状況と比較され住民の理解が得られない可能性がある。また、近隣市町の手数料水準を考慮することで、不適切な他市町への排出や不法投棄の防止に繋がる。

本町では、1トン当たり27,351円のごみ処理費がかかっており、45リットルごみ袋の平均重量である5キログラムで算出すると、1袋当たり約136円となる。排出者負担を3分の1程度とすると1リットル当たり約1円となる。以上のことから、ごみ袋の大きさに1円を乗じた額を手数料として、ごみ袋1枚あたり45円と考えている。また、45リットル袋より小さい20リットル、30リットル袋の手数料を安価にすることでごみの減量化が進むと考えられるため、20、30リットル袋は1リットル当たりの手数料を0.8円に設定し、16円、24円としたい。

11ページ、（４）負担軽減措置

減らそうとしても減らすことのできない紙おむつやボランティア清掃ごみは有料化の対象外とする。

また、剪定枝等の指定ごみ袋に入れられないものは、東部知多衛生組合の受入基準に合わせた大きさにし、指定ごみ袋の大きさを縛って出すこととする。

（５）新たな指定ごみ袋の作成と現行の指定ごみ袋の使用制限
可燃ごみ有料化の導入に合わせ、新たなごみ袋を作成する。有料化実施後に現行のごみ袋を可燃ごみに使用することはできないが、プラスチック製容器包装などの排出時には使用できることとし、1年間の周知期間を予定しているため、払戻しや新しいごみ袋との交換は実施しない。

（６）有料化までのスケジュール

平成31年4月の東部知多衛生組合の新ごみ処理施設の稼働に合わせ、ごみの有料化を開始したいと考えている。そのため、今年度はごみの分別と減量をすすめる会やパブリックコメントに

において、広く意見を集める予定である。

会 長：事務局より説明があった。質問や意見はあるか。

委 員：懸案事項であったごみの減量化に対する検討が始まったが、導入によって不法投棄が発生する可能性がある。不法投棄の発生を抑制するために住民に対しどのような周知を行うのか。

事 務 局：不法投棄は現在でも発生しているため、環境監視員２名で町内のパトロールを休日や夜間も実施している。私有地での不法投棄については土地所有者へ連絡する。また、不法投棄物から排出者が特定できた場合は、警察へ届け出るなど対応をとっていく。

委 員：事業系一般廃棄物が、家庭ごみにまぎれてごみステーションに出されるということがあった。このことについてどのように対応していくのか。

事 務 局：ごみ有料化の導入が決定した場合、実施に向け各地区で説明会を開催する。その際に事業系ごみをステーションに出してはいけないと周知する。

委 員：ごみの有料化は、近隣で既に導入している市町があるので、住民の抵抗は少ないと思うが、住民説明会などで周知を徹底し、趣旨が住民に誤解なく伝わり滞りなく導入されるよう方策を立ててほしい。

会 長：先日のごみの分別と減量をすすめる会で先進事例の見学を行ったがとても参考になった。

委 員：ごみの減量化は条例による手数料の改定が必要になる。関係機関で導入に対する抵抗がないよう、導入後のごみ排出量が県下で上位になるといった情報を明示し進めてほしい。

事 務 局：先ほどの説明の中で、手数料を１リットル１円と説明したが、手数料の額については審議会や議会での意見や審議を踏まえて決定していく。また、住民等への周知については議会で承認を得なければ周知できないので、議会の承認後実施することになる。今後のスケジュールとしては、本審議会で計画の中での単価や免除品目について取りまとめを行い、平成30年６月議会で

条例案を提出し、この条例案の可決後、住民への説明会を開催していく予定である。

委員：平成30年6月の条例改正後、約10ヶ月周知を行うことになるが、本審議会やごみの分別と減量をすすめる会での審議がよかったと言われるような進め方を考えてほしい。

事務局：ごみの有料化は、住民に負担を求めるものであるため、各地区の区長とも話し合いを行い、住民説明会をどの程度開催するか決めていく。

委員：先ほど話にあったパトロールの実施は、有料化によって回数を増やすなどの工夫を行うのか。

事務局：環境監視パトロールは、週5日うち夜間1日でパトロールを行っているため、回数の増などは考えていない。

委員：資料1、表紙の裏10行目に「事項を項目として」と記載があるが、「事項を項目として」ではないか。

事務局：修正を行う。

委員：ページ2、表1を見ると、資源ごみの量が減少傾向にある。民間業者が実施する資源ごみの回収により、町が回収する資源ごみが減っていると考える。今後は、民間業者の資源ごみ回収を加味した役割分担が重要な課題になるのではないか。

事務局：民間業者による紙の回収により町の回収量が減少することもあるが、今回の減量化実施計画は、ごみ全体量の中での可燃ごみに関する計画であるため、民間が実施する資源ごみの回収は計画の及ぶ範囲ではないと考えている。

会長：民間による資源ごみの回収もあるが、町内全域で資源ごみの盗難が起きている。住民には前日に資源ごみを出さないようPRするなど対策を進めているが、地域とは関係のないところに資源ごみが流出していることが一番の課題である。資源ごみの回収に関しては、町やコミュニティ、住民が取り組んでいくべきことで、コミュニティとして町の回収に協力するようPRに取り組んでいく。

委員：表２の、資源ごみ回収・中間処理と書かれた下に（委託料－売却金）とある。また、隣に可燃ごみ・不燃ごみ収集運搬（委託料）と書かれており、可燃ごみの委託料と資源ごみ回収の委託料が同じ金額と考えていいのか。詳細な説明資料がないとわからない。

また、ごみの減量は環境維持に重要であるため、消費税がかからないようにしたほうが良いと考える。町にできることではないと思うが、町としてどのように考えているか。

事務局：表２について説明する。本町では、ごみの回収等は全て委託しており、可燃ごみ・不燃ごみについては回収後、東部知多衛生組合のごみ焼却施設へ持ち込むところまで委託しているが、資源ごみは回収と中間処理をそれぞれ分けて業者と委託契約している。資源ごみの売却は業者が行う契約となっているが、売却金は町の歳入となる。表がわかりにくいという意見については、参考にする。

事務局：ごみ有料化後は、ごみ袋の代金を手数料として集めることになるため、消費税はかからない。ごみの１リットル当たりの金額を定めるときに消費税を加味することはあるが、１枚あたりの金額に後から消費税をかけることはない。

委員：現在のごみ袋の代金に消費税は入っているのか。

事務局：現在のごみ袋は、販売する時に消費税がかかっているが、今後はごみ処理にかかる手数料となるため、町が決めた額を手数料として徴収することになる。ただし、業者が販売する際の手間賃は別途役場から支払うため、消費税がかかる。これらについては確認し訂正がある場合は後日訂正する。

委員：消費税や金額の話は混乱するので、まとめた上で話をしたほうが良い。

委員：ごみ減量化の方法として有料化を行う理由や現在と有料化後と比較するような資料がなければ、納得できないのではないかと。

委員：８ページ表６で、有料化前後の１人１日当たりのごみの量を比較しているが、公平性の確保や財政負担の軽減も目的である以上、コストの比較をすることでより住民にわかりやすくなるのではないかと思う。

委員：環境省が作成したごみ有料化の手引きを参考に作成していると思う。１ページ表２のごみ関連費（ごみ袋購入費等）この記載は住民の疑問点になりやすいので、きちんとした説明が必要になる。また、町の目的や町長の考えなどを明確にしたうえで実施することが重要になる。現在、ごみを２割削減するという目標を立てているが、有料化以外に方法はないのかという議論が出てくる。廃食用油や小型家電からのリサイクル金属の回収など、現在実施している取り組みを説明した中で、可燃ごみ削減に向けた方策について、各種想定する必要がある。町ができることとしては、ティッシュや紙の切れ端などの雑紙を可燃ごみとは別で回収する方法もある。減量化に向けたものなので、こういった方法も考えてみてほしい。また、財政負担の軽減という話があったが、ごみを２割削減することにより、どの程度ごみ処理費用が削減されるのか示すもの良い。また、課金の仕方として、ごみを多量に出す人には負担を大きくし、減らしやうがない量のごみについても、ごみ減量への意識を持ってもらうために負担してもらうといった説明が良いのではないかな。

会長：以前、出されたごみの中身を調査したことがあるが、使用済みの封筒は宛名部分のみを切り取り１つにまとめて資源ごみに出すなどの取組を行っている人もおり、このような取り組みはPRしていくことが必要であると考えてる。

委員：毎年、ごみゼロ運動に参加しているが、近年不法投棄の量が激減しており、住民のごみに対する意識が変わってきていると感じる。住民も、有料化や減量化について意識していると思う。あとはどのように住民を誘導していくのか、町長の考えを明確にして説明を行っていけば、成果が出るのではないかなと思う。

会長：時間もあるので、議題１について終了したいと思う。
次第３その他について事務局より説明はあるか。

事務局：第２回環境審議会の案内

現状の計画（案）に対する質問や意見がある場合は、７月１４日（金）までに役場環境課へ送付してほしい。送付された意見と本日の意見を参考に計画（案）を修正し、次回の審議会で再度説明する。

会長：閉会あいさつ